

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件






原告 石丸 勇 外607名

被告 長崎県 外1名

被告長崎県準備書面（2）

平成29年11月6日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

被告長崎県代理人弁護士	福田 浩久	
同	伊藤 美香	
同	碓 健太郎	
同	植田 和彦	
同	朝日 俊雅	

原告ら第3準備書面に対する被告長崎県の認否及び反論は以下のとおりである。

第1 認否

1 同第1, 1

(1) 同(1)

被告長崎県の主張の引用であり、認否を要しない。

(2) 同(2)

日本国憲法において基本的人権が認められているという一般論は認める。

政治の決定過程において、判断の前提として十分な資料と客観的に合理的な理由に基づき、議論を尽くさなければならないということは一般論としては特に争わないが、すべての反対する者が同意しないかぎり政治的な決定や行政行為を行い得ないとの意味では無いことは当然のことである。

(3) 同 (3)

ア 第1段落（1962年～）は概ね認める。

イ 第2段落（1971年12月～）中、被告長崎県が川棚町に石木ダム建設のための予備調査を申し入れ、被告長崎県による地元住民への説明会が数回開かれたことは認め、その余は不知。

ウ 第3段落（1972年7月29日～）につき、本件覚書が締結されたことは認め、その余は不知。

エ 第4段落（この時の覚書には～）につき、2通の覚書に記載されている内容については認め、原告らの認識や解釈は争う。

オ 第5段落（本件覚書に基づき～）につき、事実関係は認める。

(4) 同 (4)

争う。

被告長崎県の主張は後述する。

(5) 同 (5)

争う。

被告長崎県の主張は後述する。

(6) 同 (6)

争う。

なお、この点に関し、原告らの主張によれば、「総代」は本件覚書締結当時の地元住民各人及びその後に転入してきた地元住民を代表するとのことであるが、これがいかなる法的根拠に基づくものであるか明らかにされたい（法的構成や、住民から総代への授権を示す資料の有無等）。

2 同第1, 2

争う。

第2 本件覚書についての被告長崎県の主張

1 本件覚書に署名捺印した総代の行為の効力については、上記1(6)の求釈明に対する回答を待ってから主張するが、本件覚書本文を見る限り、郷の住民全員ないし郷の住民の多数の同意を得ることが石木ダム建設の条件とされているとは文言上どこにも読み取れない。

2 もとより、被告長崎県は関係諸法令を遵守し、かつ民主的手続きを経た上で石木ダム建設工事に着手しているが、工事にあたってダム建設予定地の全住民の同意は法的な意味での要件とはされていない。したがって、本件覚書の内容の合理的解釈として、被告長崎県が、郷の全住民の同意を得ない限りダムを建設できないとの法的拘束力を有すると解することは到底できない。

本件覚書は、あくまでも被告長崎県が総代に対し、予備調査の結果、ダム建設の必要が生じたとしても、改めて総代と協議をした上で着手するものであり、直ちに建設に着手するのではないということを約束した文書である。

3 被告長崎県としては、本件覚書の有無にかかわらず、地元住民の協力を得て石木ダム建設を進めようと、説明会の開催や戸別訪問等、長年にわたって丁寧な対応や説明を繰り返してきた(乙14, 15)。

その結果、川原郷、岩屋郷及び木場郷に居住していた移転対象世帯67世帯中54世帯は、既に石木ダム建設に同意して任意にその所有していた土地・建物を被告長崎県に譲渡していることから、敢えて郷としての同意に言及するとすれば、総体としての同意は得られていると解されるものである。

4 以上のとおり、本件覚書を法的根拠として、原告らが本件工事を差し止めることができないことは明らかである。

以上